

第7章

エネルギー、環境、労働、電子商取引

<エネルギー>

(1) ルールの背景

国際通商の自由化を基本原理とする WTO では、銅、ニッケル、レアアース等の鉱物資源のみならず、天然ガス、原油、石炭等のエネルギー資源もその例外ではなく、それらの囲い込みを禁止し、自由な取引を確保することにより、エネルギー・鉱物資源の適切な配分を確保しようとしているものと理解される。しかし資源に恵まれない日本にとって、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保することは重要な課題の1つである。WTO の規律に違反しない範囲でこれらの要請を満たすため、日本の EPA/FTA においてもエネルギー・鉱物資源の安定的供給の強化に取り組んでいる。

(2) EPA/FTA による日本の取組

日本がこれまでに締結した EPA/FTA の中でも、特にエネルギー・鉱物資源分野において我が国と関係の深いブルネイ、インドネシア及び豪州との EPA において、エネルギー・鉱物資源について独立した章を設けており（いずれの EPA も発効済み）、エネルギー・鉱物資源分野での国家間連携を更に深化させるための試みを推進しているところである。

①インドネシア

インドネシアは、日本にとって上位の液化天然ガス（LNG）輸入相手国であると同時に、有数の原油及び石炭の輸入相手国である。そのため、2008年7月に発効した日インドネシア EPA では、

第8章にエネルギー・鉱物資源章を設けている。同章は、日インドネシア両国の持続的な経済成長のため、エネルギー・鉱物資源が戦略的に重要であることを踏まえ、当該分野における投資及び貿易の促進を通じて、エネルギー・鉱物資源の安定的供給強化に貢献することを目的としている。係る目的の下、具体的な規律としては、政策的透明性の向上、政策対話の強化、協力の推進等を行うこととしている。具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 定義（第97条・附属書11）

天然ガス、原油、石炭等のエネルギー資源に加え、銅、ニッケル等の鉱物資源について、同章の対象とすることを規定。

(b) 投資の促進及び円滑化（第98条・附属書12）

投資の促進及び円滑化のため、協議、情報交換、投資促進活動の支援等の実施を規定。

(c) 輸入及び輸出の制限（第99条）

輸出入規制導入の際の早期通報等の義務を規定。

(d) 輸出許可手続及びその運用（第100条）

輸出許可手続の採用・維持に際し、その運用等に関する情報提供などの義務を規定。

(e) エネルギー・鉱物資源規制措置（第101条）

規制導入の際の既存契約の尊重、規制に関する早期通報等の義務を規定。

(f) 環境上の側面（第102条）

環境への悪影響の回避・極小化の重要性を確認し、環境への配慮義務を規定。

(g) 地域社会の開発 (第 103 条)

投資家による地域社会開発への貢献について、両国政府が歓迎する旨を規定。

(h) 協力 (第 104 条)

インドネシアにおける政策立案、キャパシティ・ビルディング、技術移転の3分野について協力をを行うことを規定。

(i) エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会 (第 105 条)

情報交換、レビュー等の場としての小委員会の設置を規定。同委員会においては、エネルギー安全保障、開かれた競争的市場などについての議論も実施する旨規定。

②ブルネイ

ブルネイは、有数の LNG 生産国であるとともに、日本にとっては上位の LNG 輸入相手国である。2008 年 7 月に発効した日ブルネイ EPA では、我が国の EPA/FTA として初めてエネルギーに関する章を設置した (日ブルネイ EPA 第 7 章)。その中では、規制措置に関する規律の導入、協力の実施、対話の枠組みの設置等により、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化することとしている。具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 基本原則 (第 89 条)

エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することの重要性を両国が認識することを規定。

(b) 定義 (第 90 条)

天然ガス及び原油を同章の対象とすること等を規定。

(c) 輸入及び輸出の制限 (第 91 条)

輸出入規制措置適用時の既存契約への十分な考慮、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(d) エネルギー規制措置 (第 92 条)

エネルギー規制措置適用時の既存契約への悪影響最小化の努力、規制導入時の書面通報、相手国

から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(e) 環境上の側面 (第 93 条)

エネルギーに関連する活動によって生じる環境上有害な影響を、経済上効率的な方法で最小にするよう努める旨を規定。

(f) 協力 (第 94 条)

エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するため、政策立案・人材養成・技術開発等の分野での協力を促進することを規定。

(g) エネルギーに関する小委員会 (第 95 条)

情報交換やレビュー等の場として小委員会を設置。

③豪州

豪州は、日本にとって鉄鉱石、石炭、天然ガスの主要な輸入相手先国である。2015 年 1 月に発効した日豪 EPA では、第 8 章にエネルギー・鉱物資源章を設けている。両国にとってのエネルギー及び鉱物資源分野の重要性に鑑み、これらの資源の安定的な供給のために妥当な措置をとることを約束するとともに、WTO 協定 (GATT 第 11 条 2(a) 及び同第 20 条 (g)) に基づく輸出禁止・制限措置を導入しないよう努めることを約束する旨規定している。更に、輸出許可手続き及び新たな規制措置を講じる際の事前通報等措置の透明性を確保するとともに、相手国の要請ある場合に協議に応じることも規定している。

具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 基本原則 (第 8・1 条)

エネルギー・鉱物資源分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することの重要性を両国が認識することを規定。

(b) 定義 (第 8・2 条)

エネルギー・鉱物資源分野を同章の対象とすること等を規定。

(c) エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給 (第 8・3 条)

エネルギー・鉱物資源の供給に重大かつ継続的

な中断又は懸念が生じる時は、相手国に協議を要請できること等を規定。

(d) 輸出制限 (第8・4条)

エネルギー・鉱物資源に関する輸出禁止・制限措置を導入しないよう努めることを規定。また、規制導入時は必要な範囲に限定するとともに、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(e) 輸出許可手続き及びその運用 (第8・5条)

エネルギー・鉱物資源に関する輸出許可手続きの導入時における透明性等の手続きを規定。

(f) エネルギー・鉱物資源規制措置 (第8・6条)

エネルギー・鉱物資源規制措置を導入する際の事前通報等、同分野における措置の透明性を確保するとともに、相手国から要請あった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(g) 協力 (第8・7条)

エネルギー・鉱物資源分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するため、両国間の協力を促進することを規定。

(h) エネルギー・鉱物資源に関する小委員会 (第8・8条)

情報交換やレビュー等の場として小委員会を設置。

④カナダ

カナダは、エネルギー、金属・鉱物等の天然資源に関して世界の主要輸出国の一つである。カナダから日本への輸入量のうち、石炭・燃料関係、鉱物関係（鉄鉱石・銅鉱石等）が、輸入量の約3割を占める。

2012年3月にまとめられた「日加経済連携協定(EPA)の可能性に関する共同研究報告書」における「3. 15 その他(エネルギー、鉱物及び食料)」では、日加両国は、あり得べきEPAが、これらの分野における両国の通商関係に特別な注目を払うべきであるとの認識を共有した。

日加EPAは2012年11月から、正式交渉が開始されている。

(3) 国際的なエネルギーに関する取り決めへの参加の取組み

①エネルギー憲章条約

1998年に発効したエネルギー憲章条約は、ソ連の崩壊に伴い、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革と企業活動の促進を目指すものである。

我が国が1995年に署名した同条約は、我が国との関係では2002年に発効している。同条約は、エネルギー分野における投資の自由化及び保護について規定するとともに、エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由についての規律を定めている。

第一に、貿易について、エネルギー原料・製品の貿易が、WTO非加盟国によるものであっても、基本的にGATTによって規律される旨を規定している(第29条)。これは、条約発効当時WTO非加盟国であったロシアや現在なおWTO非加盟国である旧ソ連・東欧等の諸国が、GATT/WTO体制にソフトランディングできるようにする、いわばWTO加盟への準備規定と言うことができよう。エネルギー原料・製品はAnnexEMで定義されており、ウラン鉱、石炭、石炭ガス、タール、石油、精製油、天然ガス、瀝青、アスファルト、電力、薪、木炭等が含まれる。

第二に、エネルギー原料・製品の通過の自由に関し、その出発地及び仕向地等による差別又は不合理な制限等を行ってはならない旨を規定している。通過については第7条第10項で定義しており、基本的には、3つ以上の地域(国)にまたがるパイプラインによる石油及び天然ガスの輸送や送電設備による電力の送電を想定している。

これらに加えて、同条約は競争の促進にむけた努力義務(第6条)や、加盟国間での技術移転の促進(第8条)、環境への悪影響を最小化するとともに、世論啓発や協力等を行う努力義務(第19条)等を規定するとともに、紛争処理手続(PartV)や署名国への暫定適用(第45条)等を定めている。

エネルギー憲章条約の締約国・機関の数は、

2016年1月現在で東欧やEU諸国等48か国及び1国際機関である。なお、ロシアや豪州は署名はしたものの未批准であり、また、オブザーバー参加にとどまる国(米国、カナダ、中国、韓国、サウジアラビアなど)も存在する(詳細は、<http://www.encharter.org/>を参照。エネルギー憲章条約はこの他に、エネルギー分野における投資についても規定しているが、これについては第Ⅲ部第5章投資を参照)。

また、エネルギー分野における国際的な法的枠組みとして、同条約の普及を目指す動きがEU主導で進められており、2015年5月に同条約についての閣僚会議が開催された。当該会議において、エネルギー分野における国際協力を促進し、エネルギー憲章に関するプロセスの近代化を支持する政治宣言である「国際エネルギー憲章」が署名された。日本を含む70か国・機関が署名しており、エネルギー憲章条約ではオブザーバー参加にとどまっている米国、中国、韓国等も署名した。

(4) 他国におけるエネルギー(及び鉱物資源)に係る法的規律(条約)の例

エネルギー・鉱物資源分野の実体規律として国際的に合意されたルールの例として、NAFTAを紹介する。

NAFTAは第6章(エネルギー及び基本石油化学品(Basic Petrochemicals))で、次のような規律を定めている。

(a) 原則(第601条)

自国憲法の遵守、エネルギー・基本石油化学品が果たす役割の強化・持続的自由化が望ましいこと、当該分野の競争力を高めることが各国の利益に適うこと、を確認している。

(b) 定義(第602条)

第6章の対象範囲の定義として、ウラン鉱、石炭、コークス、タール、ナフサ、石油、瀝青油、石油ガス、石油コークス、ウラン化合物、酸化重水素、エタン、ブタン等をHSコード4桁～6桁で規定。

なお、Annex 602.3において留保及び特則につ

いて規定があり、天然ガス及び基本石油化学品についての供給契約のための交渉を許可すべきことや、原油・天然ガスの採掘、基本石油化学品の生産、原油の貿易等の戦略的活動についてのメキシコによる留保、及びメキシコにおいて企業は自家消費のための発電設備を設けることができること等を規定している。

(c) 輸出入制限(第603条)

輸出入制限についてGATT上の規律を確認。特に、最低・最高輸出価格規制等を禁止するとともに、NAFTA域外国からのエネルギー・基本石油化学品の輸入禁止に関し、他のNAFTA締約国が協議できる旨を規定。なお、同種の規定が物品一般に適用される第3章でも設けられている(第309条)。

(d) 輸出税(第604条)

輸出税の賦課を禁止(他のすべての締約国への輸出及び自国消費に対して一律に課税される場合を除く)。なお、物品一般に適用される第3章でも、同旨の規定がある(第314条。ただし、Annex 314で、メキシコにおける卵、塩、小麦粉等の基本食糧を例外としている)。

(e) その他の輸出規制(第605条)

輸出規制について、本来であればGATT第11条2(a)項又は第20条(g)、(i)、(j)項で正当化されるはずのものであっても、次の3つの条件を満たさなければならない旨を規定。すなわち、第1に、当該製品の、輸出規制国における総供給に占める、相手方締約国への総輸出の割合が、直近36か月の代表値と比べて減じられないこと。第2に、相手方締約国への輸出に際し、国内価格よりも高い輸出価格を課さないこと。第3に、当該輸出規制が、相手方締約国への通常の流通経路を攪乱しないこと、また、例えば原油と精製石油など、個々の産品間の通常の輸出比率を攪乱させないこと、である。この条文は米カナダ間にのみ適用され、メキシコは適用除外とされている(Annex 605)。また、物品一般に適用される第315条にも同旨の規定があり、同様にメキシコは適用除外と

されている (Annex 315)。

(f) エネルギー規制措置 (第 606 条)

エネルギー規制措置の適用に際し、可能な限り、

エネルギー規制当局が契約関係を攪乱 (disrupt) しないようにすべきとの努力義務を規定している。

＜環境＞

(1) ルールの背景

EPA/FTA において環境に関する規律を設ける例が増えている。環境問題に対する近年の各国の意識の高まりを反映したものと捉えられるが、その経済的背景として第一に考えられるのは、NAFTA がそうであると思われるように、相手方当事国において環境規制が守られなければ自国産業が競争上不利になり、結果的に環境規制の緩和合戦が起こるのではないか (“race to the bottom”) との懸念に対応するというものである。投資協定等において、環境規制を緩和することによって投資を誘致 (又は貿易を促進) することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多いが、これも同様の理由によるものと考えられる。第二の背景として、EPA/FTA 相手国内で各企業による環境規制の遵守状況に差があるような場合に、こうした差をなくすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いがある場合も考えられる。多国籍企業の中には、事業活動を行っている進出先国の環境規制のレベルにかかわらず、世界中で同一の高いレベルの環境配慮を行っている例も多い。こうした場合には、進出先国の産業の発展度合いに応じて環境規制のレベルを高いものとするのが、より公平な競争環境の整備につながるであろう。また、環境規制自体はレベルの高いものが整備されている国であっても、そのエンフォースメントが実効的に行われていない場合には、同様の状況が生じうる。現地資本企業が環境規制を十分に遵守していないにもかかわらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該環境規制を遵守しているような場合には、環境規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながるであろう。なお、上述のような背景の下、

EPA/FTA 相手国に対して環境規制の整備・執行を要請するに当たっては、EPA/FTA 相手国から技術指導など「協力」の要請を受けることも考えられる。一般的に、環境問題に対応する技術や経験を有する国と、環境問題が深刻な国とが違っている場合、両国が協力して環境問題に取り組むことは、世界全体の利益につながる。地球環境への負荷を減らすとともに、これまでの公害防止・省エネルギーに関する経験や技術力を活かして地球規模での環境保全に積極的に貢献していくことは、我が国の重要課題であり、こうした協力を、アドホックな二国間協力にとどまらず、EPA/FTA 上の協力と位置づけることで、より積極的な取組を進めることが期待される。

(2) 法的規律の概要

日本がこれまで締結した EPA/FTA では、環境について次のように取り組んでいる。共通する要素としては、例えば、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけないこと (投資章)、環境に関する協力 (協力章)、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制をとることは妨げられないこと (相互承認章等)、などがある。

下記の他、現時点で未批准又は交渉中の協定においても、環境関連の規定が盛り込まれ、あるいは、議論されている。

①日シンガポール EPA

環境に関連する規定は、相互承認章 (第 6 章) において、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制をとることは妨げられない旨を規定している (第 54 条)。実施取極第 31 条において、科学技術に関する協力分野として環境を明記している。

②日メキシコ EPA

投資章（第7章）では、PR（performance requirement）禁止の条文において、技術移転要求禁止のうち、一般的な環境規制を充たすような技術の使用を義務づけることは違反ではないとし（第65条1（f））、また、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけないこと（第74条）、投資家対国家仲裁において環境について専門家の鑑定書を要請できること（第90条）を規定している。協力章（第14章）では、環境に関する協力を行う旨を規定している。協力には、情報交換、能力向上、環境物品・サービスの貿易促進などを含むことができるとしている。また、協定の実施及び運用章（第16章）では、環境保全のための緊急の措置の場合に、パブリックコメントの手続を不要とする旨を規定している（第161条）。

③日マレーシア EPA

環境関連規定は2つのみである。1つは、投資章（第17章）において、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨の規定であり（第90条）、もう1つは、協力章（第12章）において、協力分野として環境を明記している（第140条（g））。

④日フィリピン EPA

物品章（第2章）で、環境規格メカニズムの活用についての両国の協力を規定しているほか（第27条）、協力章（第14章）では、協力分野として（エネルギー及び）環境を明記している（第144条（d））。また、相互承認章（第6章）では、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制をとることは妨げられない旨を規定しており（第66条）、投資章（第8章）では、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけない旨を規定している（第102条）。また、外務大臣間で書簡を交換し、バーゼル条約に従って、両国の国内法で定められ、また禁止される有害廃棄物は、日本からフィリピンに輸出されないこと、及び日比経済連携協定における関連条文が、両国の既存の及び将

来の法令や規則の下でのそのような措置の採用や実施を妨げないことを確認した。

⑤日チリ EPA

前文で、経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確認している。また、投資章（第8章）で、環境規制を緩和することにより投資を促進しないこと（第87条）を規定している。更に、協定の署名に際し、環境について政治宣言を採択し、高いレベルの環境保護を追求する意図の確認、世論啓発を行うこと、クリーン開発メカニズム（CDM）での協力等を宣言している。

⑥日タイ EPA

相互承認章（第6章）で、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している（第68条）。また、投資章（第8章）では、環境規制を緩和することで投資を促進しない旨を規定している（第111条）。更に、協力章（第13章）では、協力の分野として環境を明記し（第153条（f））、署名の際の政治宣言には、科学技術・エネルギー・環境分野での協力の促進が明記されている。実施取極第10章では、環境協力の内容や、科学技術・エネルギー・環境分野の協力に関する小委員会を設置することなどを規定している。また、外務大臣間で書簡を交換し、バーゼル条約の権利義務を確認し、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入を厳格に規制すること、関税撤廃にかかわらず、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入に関する措置を適用することができること、また、環境保護のために協力する旨を再確認している。

⑦日ブルネイ EPA

前文で、経済発展、社会発展、環境保護が相互

依存であり、持続可能な開発を相互に補強する要素であり、経済連携が持続可能な発展の促進において重要な役割を持つことを認めている。また、投資章（第5章）では、投資を促進するために環境規制を緩和しない旨を規定し（第71条）、エネルギー章（第7章）では、エネルギーに関する活動の環境への悪影響を最小限とする努力義務、エネルギー政策の実施・形成過程において環境を考慮する義務、知的財産権の十分かつ効率的な保護に合致しつつ環境保護に貢献する技術の移転・普及を考慮することを奨励し、エネルギー活動の環境への影響に関する世論啓発の義務を規定している（第93条）。更に、協力章（第9章）では、協力の分野として環境を明記している（第102条（h））。

⑧日インドネシア EPA

投資章（第5章）では、投資を促進するために環境規制を緩和しない旨を規定している（第74条）。また、エネルギー及び鉱物資源章（第8章）では、エネルギー及び鉱物資源に関するすべての活動における環境への悪影響を最小限とすること、エネルギー及び鉱物資源政策の実施・形成過程において環境を考慮する義務、知的財産権の十分かつ効果的な保護に適合しつつ環境保護に貢献する技術の移転・普及を考慮することを奨励し、エネルギー及び鉱物資源活動の環境への影響に関する世論啓発の義務を規定し（第102条）、協力章（第13章）では、協力の分野として環境を明記している（第134条（i））。更に、実施取極第7章では、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑨日アセアン EPA

物品章（第2章）では、この章のいかなる規定もバーゼル条約又は関連する他の国際協定を締結している締約国がこれらの国際約束に従って自国の法令に基づく有害廃棄物又は有害物質に関する措置を採用・実施することを妨げるものと解して

はならないことを規定している（第16条）。また、任意規格、強制規格及び適合性評価手続章（第5章）では、同章の一般的例外として、この章のいかなる規定も環境の保全のために必要な限度において、任意規格及び強制規格の立案・制定・適用する締約国の権利を制限するものではないことを規定し（第44条）、協力章（第8章）では、協力の分野として環境を明記している（第53条（k））。

⑩日ベトナム EPA

任意規格、強制規格及び適合性評価手続章（第6章）では、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している（第51条）。協力章（第12章）では、協力の分野として環境を明記しており、実施取極第10章において、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑪日スイス EPA

総則章（第1章）では、環境保護と開発の目標達成のための製品、技術を普及するために環境物品及び環境サービスの貿易を促進することとしている（第9条）。投資章（第9章）では、投資を促進するために健康、安全、環境規制を緩和することは不相当である旨を規定している（第101条）。

⑫日インド EPA

総則（第1章）で、我が方からの要望により、両締約国が環境保護に取り組む旨の独立の条文を設けた（第8条）。投資章（第8章）では、投資を促進するために環境規制を緩和することは不相当である旨を規定している（第99条）。また、協力章（第13章）では、協力の分野として環境を明記しており（第129条）、その範囲及び形態については実施取極で定めることができるとしている。

⑬日ペルー EPA

前文で、環境の保護及び保全に適合した方法で

協定を実施することを決意しているほか、政府調達章（第10章）において、各締約国は、環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる旨を規定している。さらに、協力章（第14章）では、協力の分野として環境を明記しており、実施取極第3章第25条において、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。また、協定の署名に際し、貿易と環境に関する共同声明を公表し、生物多様性条約及び気候変動枠組条約や、持続可能な森林経営の重要性を再確認し、貿易と環境の分野において協力すること等を確認している。

⑭日豪 EPA

投資章（第14章）において、同章の一般的例外として、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」に関し、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むと規定されている他、政府調達章（第17章）において、締約国は、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる旨を規定している。

⑮日モンゴル EPA

投資章（第10章）において、それぞれ自国の環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することを差し控える旨を規定している。また、協力章（第15章）において、協力の分野として環境を明記し（第15.1条）、実施取極第5.10条では、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑭エネルギー憲章条約

FTAではないが、エネルギー資源の移動と投資保護についての国際条約であるエネルギー憲章条約では、経済効率的な態様で環境への悪影響を最小限に抑える努力義務を規定するとともに、汚染者負担の原則（汚染者が汚染によるコストを負

担すべきとの原則）を確認した上で、締約国（または、当事者）の義務として、エネルギー政策全般を通して環境に配慮すること、市場経済に根付いた価格形成と環境への便益負担の十分な反映を促進すること、国際環境基準の分野における協力、エネルギー効率の改善や再生可能エネルギー資源等に特に留意すること、環境意識の啓発、早期段階での透明な環境アセスの促進等を詳細に列記している（第19条第1項）。また、当該条文の解釈・適用に関する紛争について、他に適切な国際的な対話の場がない場合に限り、締約国の要請に基づき、憲章会議で解決に向けた検討をすることができるとしている（第19条第2項）。

(3) 各国の EPA/FTA における環境の取組

他国が結んでいる EPA/FTA の中には、環境保護のためにより積極的な取組をしているものがある。

①米国の取組

米国が結んだ多くの貿易協定に独立した環境章が立てられている。例えば、NAFTA の環境協定 (North American Agreement on Environmental Cooperation between the government of Canada, the government of the United Mexican States and the government of the United States of America) は、定期的に環境報告を公表する義務（第2条）や、国内法制によって高い環境保護水準を確保し、その向上に向けて継続的に努力すること（第3条）、法律等の公開（第4条）、環境法制の有効な履行確保（第5条）等が規定されている。また、理事会、事務局、合同小委員会で構成される環境協力委員会 (commission) を設置しており（第8条）、事務局は、理事会の指示に従って環境協力委員会の年次報告書を作成する他（第12条）、自主発案の報告書を作成することができるとしている（第13条）。また、非政府組織や個人からの、環境法制の有効な履行確保を怠っているとの指摘を受け、事

実報告書を作成することになっている。当該報告書は理事会の決定に従って公表される（第15条）。各締約国は、他の締約国が環境法制の有効な履行確保の義務を怠っている場合、協議を求めることができる（第22条）。協議では解決しなかった場合、環境法制の履行確保の欠如が、締約国間で取引される物やサービスを提供する工場や企業を巻き込む状況に関係する場合に限り、パネルが設置される（第24条）。また、米シンガポール、米チリ、米豪州、米パーレーン、米モロッコ、米韓など近年のものにも、環境問題に関する協力を促進し、国内の環境法令の執行を監視するための組織的枠組みが設けられている。

② EU の取組

EU が結ぶ地域貿易協定では、EU 運営条約11条に定められる環境統合原則及びEU条約第21条2項に規定される対外関係における目的規定に基づき、持続可能な発展の促進及び確保のために、環境協力の原則と範囲が分野横断的なテーマとして定められている。例えば、EUチリ協定では、環境協力の目的は、環境の保護及び改善、天然資源と生態系の汚染及び悪化の防止、持続的開発のための生態系の有効活用であり、これに関連して、貧困と環境の関係、経済活動の環境への影

響、環境問題と土地利用管理、チリの環境体制や政策を強化するための試み、環境の標準・モデル・訓練・教育などの分野における情報・技術・経験の交換、国民をより関与させるための環境教育や環境訓練、技術支援や合同地域調査プログラムが特に重要であるとしている（第28条）。EU韓国協定やEUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）、EUベトナム協定では、高い環境保護水準の追求、多国間環境条約の遵守、環境物品・サービスに対する貿易投資促進、環境法の執行、環境規制緩和の禁止、環境分野での協力、協議メカニズム、専門家パネルへの問題の付託などについて規定している。

③ その他の国の取組

カナダは、NAFTAのモデルに従ってチリやコスタリカと協定を結んでいる。また、環太平洋戦略的経済連携協定（P4:ブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランドの4か国による経済連携協定）は、補完協定として環境協力協定（Environment Cooperation Agreement among the parties to the Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）を持つ。さらに、メルコスールでは、国際環境条約の履行に係る協力を行うことを規定している（第5条）。

<労働>

1 ルールの背景

労働に関しても、EPA/FTAにおいて関連の規定を設ける例が増えている。環境問題と同様の経済的背景が労働問題に対する各国の意識の高まりにもつながっているものと考えられる。すなわち、第一に、相手方当事国において労働規制を遵守している自国産業が競争上不利になり、結果的に労働規制の緩和合戦が起こるのではないか（“race to the bottom”「底辺への競争」）との懸念に対応するため、労働規制を緩和することによって投資を誘致（又は貿易を促進）することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多い。また第

二に、EPA/FTA相手国内で各企業による規制の遵守状況に差があるような場合について、環境問題と同様、労働問題についても、こうした差をなくすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いを背景とする規定が置かれる場合がある。特に、現地資本企業が労働規制を十分に遵守していないにもかかわらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該労働規制を遵守しているような場合には、労働規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながるであろう。

このように、類似する経済的背景を有する環境

と労働の問題については、米国やEUなどのFTAでは「持続可能な開発」(Trade and Sustainable Development)として同じ章の中で一体として扱われ、特に紛争処理等について、後述(3)各国のFTAにおける労働の取組参照)のように他の分野とは異なる独自の手続きを設けることがある。

2 法的規律の概要

上記のような問題関心から、労働規制の緩和による投資誘致が適切でない旨を確認する規定や、労働者保護の促進を求める規定がEPA/FTAに置かれるようになってきている。特に次節(3)で紹介するように、米国やEUが結ぶEPA/FTAには、労働者権利の保護や強化を求める条文が規定されている。

以下では、日本が結んだ各EPAについて労働関連の規定を紹介する。日本の場合、投資章、サービス章、政府調達章に労働関連の規定がみられる。これまで締結したEPAでは、労働規制の緩和による投資誘致が適切でない旨を確認する規定が、日フィリピンEPAと日スイスEPA及び日モンゴルEPAに置かれている。そのほかの労働関連規定は、例えば、EPAの規律が各国の刑務所労働などの労働関連措置の適用を妨げないこと、サービス章での規定は雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されないこと、サービス分野における雇用総数を制限しないこと等を求める定めがある。

①日シンガポールEPA

物品貿易章において、恣意的な差別や隠された貿易制限となるようなものを除き、同章の規定が刑務所労働の産品に関する措置の適用を妨げるものではない旨を規定するとともに(第19条第1項(e))、投資章でも同様に投資章の規定が刑務所労働に関する措置の適用を妨げない旨を規定している(第83条第1項(d))。

②日メキシコEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している(第97条第2項(h))。商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し(第113条第1項)、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している(第114条第2項)。政府調達章の規定において、政府調達章の規定が、刑務所労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定している(第126条第2項(d))。また、協力を進めるべき分野として、技術・職業の教育訓練についてのベストプラクティスに関する情報交換を挙げ、労働政策を含むとしている(第143条(a))。

③日マレーシアEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している(第94条第2項(d))。

④日フィリピンEPA

投資章において、投資と労働に関する規定を設けている。労働規制を緩和することにより投資を促進することは適切でないとし、結社の権利、団結権及び団体交渉権、児童及び若年層の労働に関する保護、最低賃金・労働時間並びに職業上の安全及び健康に関して受入可能な労働条件といった、国際的に認められた労働者の権利を弱めるような措置をとらないよう努力する義務を規定している。また、仮にそのような投資促進措置がとられていると考えられる場合には、協議を要請することができることとしている(第103条)。

⑤日チリEPA

サービス章、金融サービス章において、これら

の章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第106条第2項(f)、第117条第4項(d)）。また、商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し（第129条第1項）、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第130条第2項）。政府調達章においては、刑務所労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定している（第151条(d)）。

⑥日タイ EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第72条第2項(e)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第74条第2項(d)）。また、人の移動章において、人の移動章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第115条第2項）。

⑦日ブルネイ EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第73条第2項(d)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第75条第2項(d)）。

⑧日インドネシア EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置

や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第76条第2項(e)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第78条第2項(d)）。また、人の移動章において、人の移動章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第92条第2項）。

⑨日ベトナム EPA

サービス章においては、GATSにおける原則を踏襲する形で、雇用市場へ参入しようとする自然人すなわち労働力の提供そのものは「サービス」とは捉えず、よってそのような自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置にはサービス章の規定が適用されないと規定している（第57条第2項(d)）。また、サービス貿易の市場アクセス義務に関する約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第59条第2項(d)）。また人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第74条第2項）。

⑩日スイス EPA

投資章において、国内の労働基準を緩和することにより投資を促進することは適切でないとしている。サービス章においては、GATSの原則を踏襲する形で、雇用市場へ参入しようとする自然人すなわち労働力の提供そのものは「サービス」とは捉えず、よってそのような自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置にはサービス章の規定が適用されないと規定している（第50条第2項）。また、サービス貿易の市場アクセス義務に関し留保をしていない分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制

限してはならない旨規定している（第46条2項(d)）。また人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・市民権・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定し（第62条第2項）、かつ人の移動章は各締約国における国内労働力と永続的雇用を保護する必要性を反映したものであるとの原則が提示されている（第63条第1項）。

⑪日インド EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第57条第2項(c)）、人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第74条第2項）。

⑫日ペルー EPA

サービス章において、サービス章の規定が、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関し、一方の締約国に対し、いかなる義務をも課するものではなく、また、雇用市場への進出又は雇用に関し、当該国民に対し、いかなる権利をも与えるものではない旨規定している（第104条第4項）。また、同じくサービス章の第106条(d)では、特定のサービス分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限となる措置を維持・採用してはならない旨、規定している。

また、商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し（第133条第1項）、永続的雇用に関

する措置には適用されない旨を規定している（第134条第2項）。政府調達章においては、刑務所労働による産品・サービスに関する措置の適用を妨げない旨を規定している（第161条第2項）。

⑬日豪 EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第9.1条第2項(d)）。また、同じくサービス章の第9.3条第1項(d)では、特定のサービス分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限となる措置を維持・採用してはならない旨、規定している。

また、人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第12.1条第2項）。政府調達章においては、刑務所労働による産品・サービスに関する措置の適用を妨げない旨を規定している（第17.20条2項(d)）。

⑭日モンゴル EPA

投資章において、国内の労働基準を緩和することにより投資を促進することは適切でないとしている（第10.17条）。また、サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第7.1条第2項(f)）とともに、第7.5条第2項(d)では、特定のサービス分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限となる措置を維持・採用してはならない旨、規定している。

加えて、人の移動章においても、人の移動章の規定が各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を

保護する必要性を反映したものであること（第82条第1項）、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第82条第2項）。

3 各国の FTA における労働の取組

1) 米国の取組

① NAFTA

NAFTA 本文においては労働政策等に関する規定はないが、前文において、本協定が新規の雇用機会を創出し、労働条件と生活水準を向上するとともに、労働基本権を保護・強化・実施することを目指すものである旨を明記している。

② NAFTA の 並 行 労 働 協 定 (North American Agreement on Labor Cooperation)

1993年8月、北米自由貿易協定（NAFTA）を労働者保護の面で補完する補完協定の締結がアメリカ、カナダ、メキシコの3か国間で合意され、同協定は1994年1月NAFTAとともに発効した。補完協定の締結は、アメリカ労働総同盟・産別労組会議（AFL-CIO）等が、NAFTAにより賃金等労働条件の低いメキシコへの工場移転が進み、厳しい状況にある国内の雇用情勢が更に悪化するとしてNAFTAに反対していることに対応したものである。補完協定のうち労働問題に関する規定の概要（原則的事項）は以下のとおりである。

(ア) 労働原則の実現

米、カナダ、メキシコの3国は、各国の国内法に従って、1) 結社の自由、2) 団体交渉の権利、3) スト権、4) 強制労働の禁止、5) 年少者労働の禁止、6) 雇用最低基準、7) 労働差別の撤廃、8) 男女給与均等化、9) 労働災害の防止、10) 労働災害に対する補償、11) 移民労働者の保護等の労働原則の実現を促進する。

(イ) 協定による一般的義務の確立

その上で、協定は、1) 労働条件・生活水準の向上、2) 労働法の実効的適用の促進、3) 協定の原則を

促進するための協力・協調、4) 各国労働法、機構、法体系の相互理解を促進するための出版・情報交換等の一般的義務を確立する。

(ウ) 「労働に係る協力のための委員会」の設置

また、協定により、閣僚会議、国際調整事務局及び国内運営事務所からなる「労働に係る協力のための委員会」が設立される。閣僚会議は、協定実施の監督、事務局の監視等を行う。国際調整事務局は、常設機関として、閣僚会議への技術的援助等を行うほか、定期的に報告書を作成して閣僚会議に提出する。国内運営事務所は、各国に設けられ、情報提供や窓口としての業務を行う。

(エ) 紛争処理の手続

- 1) 安全・衛生、幼児労働、最低賃金等の問題に関して紛争が生じた場合、まず、国内運営事務所を通じた情報交換等が行われる。その後、閣僚会議が加盟国（最低1国）の要請により開催され、問題解決のための専門評価委員会が召集される。専門評価委員会は、当該問題に関する調査を実施し、報告書を作成して閣僚会議に提出する。当該問題が構造的なもので、閣僚会議が解決できない場合は、加盟国（最低2国）の要請により、専門家による仲裁パネルが設置される。
- 2) 仲裁パネルの審査の結果、被提訴国の労働行政が不十分であると委員会が判断したときは、被提訴国は、60日以内に問題を解決するための行動計画を策定し合意しなければならない。期限内に合意できない場合は、更に60日以内にパネルが同行動計画を評価、又は対案を提示することができる。
- 3) 行動計画の実施状況を審査するため、仲裁パネルは随時会合を開催することができ、行動計画を遵守しない被提訴国に対しては、金銭的貢献を課することができる。被提訴国が金銭的貢献を行わず、引き続き労働行政の実施を怠っているとパネルが判断したときは、パネルは、アメリカ及びメキシコについては、支払うべき金額の範囲内（最高2,000万ド

ル)でNAFTAの恩恵を停止し、一方、カナダについては、支払いと行動計画の実施を行うようカナダ連邦裁判所に提訴することができる。

③その他の米国のFTA

米ヨルダンFTAは、第6条で労働について規定している。本条は、両国のILO加盟国としての義務を再確認するとともに、団結権、団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働者の最低賃金、最低賃金や労働時間等の労働環境等の、国際的に認められた労働者の権利が、国内法で保護されるよう確保する努力義務を定めている(第1項)。また、貿易を促進する目的で国内労働規制を緩和することが適切でないことを認め、相手国との貿易を促進するために労働法から逸脱することがないことよう確保する努力義務に加え(第2項)、各国の労働基準が国際的に認められた労働者の権利に合致するよう確保する努力義務を定めている(第3項)。更に、労働法を効果的に執行する義務を定めるとともに(第4項(a))、資源配分の制約に由来する各国の裁量の余地を認め(第4項(b))、また、両国による合同委員会で協力の機会を検討すべき旨を規定している(第5項)。

その他の米国のFTAでも、労働について同様の条文を設けている(米シンガポール、米パナマ、米バーレーン、米豪、米チリ、CAFTA-DR等)。近年締結した米韓FTA(2012年3月発効)では、第19章で労働についての規定が設けられており、両国のILO加盟国としての義務の再確認及び遵守(第19.1条、第19.2条第1項)、両国間の貿易・投資に影響を与えるため労働規制を緩和しないこと(第19.2条第2項)、労働にかかる協力メカニズム(留保表19-A)等が定められている。

2) EUの取組

EUのFTAでは、協力の枠組みによって労働問題に対処していると言える。例えば、EUチリ協定(2003年発効)では、経済発展と連携した社会

的発展の重要性を認め、雇用の創出と基本的社会権の尊重に優先順位を与えることとし、特に団結の自由、団体交渉権、差別の撤廃、強制労働・児童労働の撤廃、男女平等を担保するILOの関連規約を促進するとしている(第44条第1項)。優先すべき措置として貧困の削減や差別との戦いを促進すること、経済的社会的発展過程における女性の地位を向上させること、労使関係、労働条件、社会保障及び職務保証を発展・近代化させること、職能訓練・人材育成を促進すること、中小・零細企業における雇用創出機会を生み出すためのプロジェクトを促進すること等を列記している(同第4項)。また、EUエジプト協定(2004年発効)でも、相手国から適法に入国している労働者への公正な待遇が重要であると再確認し、相手国の求めに応じて、これら労働者の労働条件等に関し対話を設けることができる旨を規定している(第62条)。また、社会問題について定期的対話を行うよう義務づけるとともに、労働者の移動、同一待遇、及び相手国から適法に入国している労働者の社会的統合について進展を見るための方策を探すべきことが規定されている(第63条)。

その後、2009年12月1日に発効したリスボン条約により、EU条約21条に対外行動における諸原則の一つとして人権と基本的自由の普遍性・不可分性が明示的に規定された。

近年締結した韓国とのFTA(2011年7月発効)では、「持続可能な開発章(第13章)」として環境と労働を扱った章が設けられており、両国のILO加盟国としての義務の再確認(第13.4条第3項)、国内諮問機関の設置(第13.12条第4項、第5項)、市民社会対話メカニズムの設置(第13.13条)、独立した紛争解決のメカニズム(第13.14条、第13.15条、第13.16条)等が規定されている。また、署名には至っていないものの、カナダとのFTA(CETA)においても、労働について定めた独立章が規定される見込である。

＜電子商取引＞

1. 概要

WTO 第2 回閣僚会議(1998 年5 月)において「グローバル電子商取引に関する宣言」が採択されて以降、WTO、OECD、UNCITRAL、APEC において、電子商取引が如何なる法的規律もしくは規制枠組の対象となり得るのかについて、議論がなされてきた。かような国際的枠組みにおいては、未だに結論には至っていない一方、豪シンガポール FTA (2003 年2 月署名) において「電子商取引章」が設けられて以降、EPA / FTA における実効的な法的規律の設定が進んでいる。

電子商取引に関する法的規律については、主に「電子商取引の概念」、「デジタルコンテンツの分類」「関税不賦課」が議論されてきた(図表Ⅲ-7-1)。

(1) 電子商取引の概念

「電子商取引」という概念は、未定義若しくは個別の用語・定義で用いられている(図表Ⅲ-7-2 参照)。EPA / FTA において設置されている「電子商取引章」についても、“electronic commerce” の定義はなされていないものの、電子商取引を構成する以下の特徴が挙げられている。

① 技術中立性

電子商取引は伝統的に行われてきた商取引との比較において、手段・技術に差はあるものの、それ以外の要素は中立であるとする考え方。

具体的には、商取引にまつわる意思表示の手段(書面、電子メール等)、国際的なサービスの提供手段(書面の郵送、ファクシミリでの送付、電話による報告、電子メール等)、ソフトウェアなど無形製品の媒介手段(CD、DVD などの形態による物品としての貿易、放送用電波やインターネット等の通信網)が手段として挙げられている。

② 経済的發展機会

電子商取引による国際取引の利点の維持発展に向け国際的に一致した取組を推進すべきだという考え方。電子商取引における貿易円滑化効果を重視する。

③ 取引信頼環境

詐欺や情報流出機会増大などのリスク面に注目し、回避もしくは軽減のために国際的に一致した取組を推進すべきだという考え方。

(2) デジタルコンテンツの分類

デジタルコンテンツを売買する際に生じる代価について、物の購買料か、サービスの対価か、または知的財産権の使用料のいずれか分類するかに応じて、WTO 協定において適用される規律が GATT、GATS、または TRIPS とそれぞれ異なる。「電子商取引章」を有する EPA / FTA を締結している国のうち、米国、豪州及び日本は、当該分類論に特段の見解を持たない立場を貫いている。具体的には、WTO における議論には中立の姿勢を保持するとともに、「電子商取引章」においては附註等の形で言及している。

(3) 関税不賦課

インターネット上で海外のサイトから、ソフトウェアを有料でダウンロードしても、関税は賦課されない。これは、電子的送信を捕捉して関税を賦課することが、現状の技術では不可能という側面もあるが、法的にも電子的送信に関税が賦課されないことは国際的に合意されている。

WTO においては、第2 回閣僚会議(1998 年5 月)以降、「電子的送信に対する関税を賦課しないという現行の慣行を継続」(関税不賦課のモラトリアム)が断続的に継続している。第10 回閣僚会議(2015 年12 月)においても、次回閣僚会議までの継続が決定された。二国間 EPA / FTA にお

いても、米国や豪州が締結した FTA における電子商取引章では、関税不賦課を恒久的な法的義務として規定している。

ソフトウェアを含むキャリアメディアの関税賦課のあり方については、WTO 発足以前から GATT の関税評価委員会において議論されてきた¹。同委員会では、「ソフトウェアを有線や衛星によって送信できれば、関税の問題は生じない」ことが、ソフトウェアの関税評価における固有の考慮すべき事情とされている。

将来的に電子的送信の捕捉が技術的に可能となった場合、関税不賦課のモラトリアムが終了すると共に電子的送信に対し課税を開始する WTO 加盟国が現れる恐れがある。このリスクに備えることが二国間 FTA における本規定の目的である。

しかし、締約国からの電子的送信であっても、それが締約国から発信されたものか、非締約国から発信されたものが締約国を経由しているだけなのか、電子的送信の発信地を特定することも困難である。すなわち締約国二国間に限定した関税不賦課の政策的恩恵の実施は不可能となる可能性は高い。

したがって、本規定の目的は、二国間 EPA / FTA の増加に伴い事実上発生する「関税不賦課コミュニティ」が、技術的不可能性の終焉とともに実効性を持った区分として確立されることを目指したものであるとする考え方も存在する。

2. 国際機関における議論

(1) WTO

米国が電子的送信物に関税を賦課しないことを提案した WTO 一般理事会（1998 年 2 月）後、ジュネーブで開催された WTO 第 2 回閣僚会議（1998 年 5 月）において「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。この中で、電子商

取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定及び電子的送信に対する関税不賦課原則が合意された。WTO での電子商取引に関連する議論は、当初から既成貿易枠組（サービス、物品、知的財産、開発）の観点からなされるに留まり、既存枠組を超えた横断的な視点における検討は重要だと認識されつつも、WTO 全体としての議論の収束は見られていない。

（WTO における議論については、第 II 部 第 12 章コラム「電子商取引の議論と主要論点」参照。）

(2) OECD

OECD によるガイドラインは、EPA / FTA においても援用されている。「OECD 電子商取引閣僚級会議」（1998 年 10 月）にて採択された「OECD 電子商取引行動計画」では、以下の 4 原則が提示されている。

①ユーザー・消費者との信頼構築

消費者保護については、「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」（1999 年）において、「透明で有効な消費者保護」「公正な営業・広告・販促行為」「オンラインでの情報開示」「確認プロセス」「支払」「紛争解決と救済」「プライバシー保護」「啓蒙・周知」の 8 原則を挙げると共に、その実施とグローバルな協力を推奨・提案している。「国際詐欺防止ガイドライン」（2003 年）では、「公正な営業・広告・販促行為」の原則がより具体化された。

プライバシー保護については、「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」（1980 年）に基づきプライバシー保護向上の技術検証や利用者意識向上などの活動を推進している。本ガイドラインは、2013 年に改訂された。

1 1984 年東京ラウンドで採択された関税評価委員会の決定（VAL/8）とその議論（VAL/M/10）において、ソフトウェアを搭載した運搬用媒体に対する関税の課税評価について、ソフトウェアのコストや価格を差し引いた運搬用媒体のみの価格を対象とする評価方法も GATT7 条（関税評価）と整合するとの解釈がなされた。この評価方法は、WTO 発足後も GATT7 条の実施に関する協定の解釈等に関する WTO 決定 6 でも参照されている。

情報セキュリティと認証については、「情報システムの安全性に関するガイドライン」(1992年)及び「暗号政策ガイドライン」(1997年)が制定されている。前者は「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン」(2002年)として改訂された後、2015年9月に「経済的社会的繁栄のためのデジタルセキュリティリスクマネジメント」として再度、改訂された。

② デジタル市場の基本ルール確定

税制については、1997年に電子商取引課税の基本的枠組について議論が行われた「トゥルク会議」以降の検討成果として、「OECD電子商取引閣僚級会議」(1998年10月)では「電子商取引の税制枠組条件」が制定された。ここでは、電子商取引に関する税制の基本原則として中立性、効率、確実性・平明さ、効果・公平さ、柔軟性などの原則が必要だと提唱されている。これら原則実施のための税制枠組としては、納税者向けサービス、税務行政(納税者個人情報や納税者認証等)、収税、消費税、国際税制と協力という要素を特定している。

貿易政策と市場アクセスについては、2000年12月、当時の各国GATS約束表を特にオンラインサービス提供の視点から分析して報告している。

③ 電子商取引のための情報インフラの強化

「情報インフラへのアクセスと利用」については、ネットワークサービス価格の在り方や電気通信規制や事業者相互接続について、主に通信技術面での市場動向と政策含意についての検討がなされてきた。電子商取引との関係については、「ローカルアクセス価格と電子商取引」(2000年)において、国際的なネットワーク普及度の差異がもたらす「国際デジタル・ディバイド」への認識と政策的対応が取り上げられている。

「インターネット管理とドメイン名システム」については、2005年5月に国連傘下のインターネットガバナンス作業部会に対し統計情報提供等の報

告を行っている。

④ 電子商取引がもたらす利益の最大化

「経済・社会へのインパクト」、「電子政府」、「中小企業」、「教育・技能」、「僻地開発と情報通信技術」、「開発協力」、「グローバル参加」が議論されてきた。OECDでは、整合性の高い国際統計を整備するために、電子商取引の定義や各種指標を提案しつつ、調査報告書を発表している。

(3) UNCITRAL

1966年に創設されたUNCITRAL(国際連合国際商取引法委員会)においては、電子商取引及び電子署名に関するモデル法が採択されている。

① 電子商取引に関するモデル法

1996年に採択され、翌年1月に国連総会決議として採択された。意思伝達や情報蓄積の手段として、書面に替わって電子的手段を利用することに対する法のモデルを各国に提供することを目的とする。

「情報は、それがデータメッセージの形体であることのみを理由として法的効力、有効性または執行力を否定されてはならない」(第5条)、「契約の成立に関しては、当事者が別段の合意をしないかぎり、申込および申込の承諾はデータメッセージによって表示することができる」(第11条)などを内容とする。1998年に改正された。

② 電子署名に関するモデル法

「電子商取引に関するモデル法」における電子署名に関する規定(第7条)をベースに、その後の技術発展を反映させた電子署名に関するモデル法として、2001年に採択された。

電子署名と手書き署名との同等性の認定に関して技術的信頼性に関する基準が設定されると共に、電子署名に使用される個別の技術製品のいずれに対しても立法上の優位性を与えないという技術中立性の保証が明示された。

(4) APEC

電子商取引の持つ大きな潜在力と重要性に対する認識は、「21世紀へのビジョン」(1997年)及び「電子商取引に関する活動青写真」(1998年)として首脳宣言において共有されてきた。1999年には、APEC高級実務者特別タスクフォースとして電子商取引運営グループ(ECSG: Electronic Commerce Steering Group)が設置され、データプライバシーやペーパーレス貿易などについて議論が行われている他、EPA/FTAのモデル章の一つとして電子商取引章モデルも策定されている。

①データプライバシー

APEC加盟国間での情報流通が不必要に妨げられることを防ぐため加盟国で一貫した情報プライバシー保護の取組みを推進することを目的として、2005年11月のAPEC首脳会議において「APECプライバシーフレームワーク」が承認された。この中では、1980年のOECDのガイドラインを踏襲しつつ、新たな要素として「被害の防止」を盛り込んだ原則が掲げられている。更に、同フレームワークをベースに、国境を越えて個人情報を取り扱う組織に対するルールとして「越境プライバシールールシステム」(CBPRs)の策定が進められた。

2007年にAPEC閣僚会合ならびに首脳会合で採択された「APECデータプライバシーパスファインダー」に基づき2008年から開始された「パスファインダープロジェクト」を通じて、事業者向け自己査定ガイドラインの策定や、越境プライバシー執行のための協力取決め(CPEA)の採択が行われた。

CBPRは、2011年11月に閣僚会合及び首脳会合においてとりまとめられた。また、2014年1月にはAPECと欧州の情報流通の相互運用性を促進するため、「欧州拘束的企業準則(BCR)とAPEC越境プライバシールールシステムのためのコモンレファレンシャル」がとりまとめられた。

②貿易に係る文書の電子化(ペーパーレス貿易)

第16回APEC閣僚会議(2004年11月)において承認された「国境を超えたペーパーレス貿易環境に向けての戦略と行動」に基づき、2020年までにAPEC域内での貿易関連情報の電子的送信を可能にするという作業(電子的な原産地証明書、電子的インボイス、電子文書及び)電子貿易ファイナンス)が推進中。

3. EPA/FTAの電子商取引章

適用範囲、デジタル・プロダクトの無差別待遇と非関税、電子署名と認証、消費者保護などから構成される。

(1) 適用範囲

① 電子的サービス提供における技術中立性

技術的手法の違いに対しサービス貿易規律は中立的であるべきという技術中立性の原則に基づき、サービスの提供は、電子的手段またはその他手段とも等しくサービス貿易規律の適用を受けることについて、電子商取引の観点から確認している。

②適用除外事項の明記

機微事項として適用除外とする方法については、電子商取引章全体から除外する場合と、実体規律個別に除外する場合に分けられる。

除外対象としては、内国税、補助金・政府調達、放送・音響映像サービス、GATT・GATSにおける一般例外・安全保障例外措置、投資における非整合措置などが挙げられる。

(2) 他章との調整規定

物品貿易章、サービス貿易章、投資章、知的財産章など他章との重複適用を前提としている場合、「非整合の範囲内で規律不適用」という形式での調整がなされている。

(3) デジタル・プロダクトの無差別待遇

WTOにおけるデジタルコンテンツ分類論が膠着する一方、EPA / FTAにおいては、デジタルコンテンツに相当するものとして「デジタル・プロダクト」を定義した上で、内国民待遇と最恵国待遇を設定している。

① デジタル・プロダクトの定義

米シンガポール FTA において「コンピュータ・プログラム、文章、動画、静止画、音声録音、そしてその他の製品で、デジタル符号化がなされているもの」として定義されて以降、デジタル・プロダクトを定義するほとんどの EPA / FTA においては、本定義が援用されている。

ただし、「電子的に転送されるものであるか、キャリアメディアに固定されたものであるかを問わない」とする場合と「キャリアメディアに固定されたものは含まない」が存在する。

② 内国民待遇

物品やサービス貿易における内国民待遇と同様の概念として、デジタル・プロダクトは産地や製作者などの国籍によって内外差別を受けない。

③ 最恵国待遇

物品やサービス貿易における内国民待遇と同様の概念として、デジタル・プロダクトは産地や製作者などの国籍によって非締約国との間に差別を受けない。

(4) 関税

第2回 WTO 閣僚会議（1998年）以降、断続的に継続されている「関税不賦課のモラトリアム」を恒久的な法的拘束力を与えたもの。

「デジタル・プロダクトの輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用その他の課徴金を」賦課しないという米国型と、WTO モラトリアムの文言を援用して「締約国は、締約国間での電子的送信に関税を賦課しないという現在の慣行を維持す

る」としている豪州型とがある。

米国型に「キャリアメディアに固定されたもの」も含むデジタル・プロダクトの定義を組み合わせると、CD や DVD の物品貿易としての輸出入されていたソフトウェアや映像作品などについても関税不賦課を法的に義務化したことになる。

(5) コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止

いわゆるクラウド・コンピューティングのサービスを提供している業者にとって、各国からその国の区域内にサーバやデータセンターの設置を求められることは、設備のグローバルな最適配置を妨げられる要因となる。また、かかるサービスを利用する側の企業にとっても、グローバルなサービス提供者をパートナーとして海外展開するに当たって、進出先で国内サーバの利用を義務づけられれば、不必要なコストを負うこととなる。本規定は、こうした要求を締約国が行うことを原則的に禁止するものであり、近年急速に発展し拡大する電子商取引市場に合わせて、新たなルール作りが必要となってきたというニーズを踏まえ、我が方の EPA のうち、日モンゴル EPA 電子商取引章において初めて規定された。

なお、日モンゴル EPA においては、取り扱われる情報が安全保障に関する場合等、サーバやデータセンターを国内に設置することが必要となるケースが想定されるため、そのような正当な政策目的の達成のために必要であれば国内への設置要求を許容する規定を設けている。

(6) ソース・コード

過去に中国やインドにおいて機器に組み込まれたソフトウェアのソース・コードの開示を求める措置が採用・検討されたことがあり WTO の場において各国からこうした措置の見直しを求める声があった。

一部の国において保護主義的政策が見られる中、国内産業振興策、その他経済政策等により、

今後、いずれかの国がかかる規制を導入する可能性は排除できない。このような状況は域内の ICT デバイスの生産者、サービス提供者、投資家にとって潜在的な懸念であり、かかる要求を予防的に牽制する規定するため、ソフトウェア自身やソフトウェアを組み込んだ機器について、その輸入や販売等の条件として、政府がソース・コードの移転及び開示を要求しないことを義務づけている。本規定は、(5) コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止と同様、我が方の EPA のうち、日モンゴル EPA 電子商取引章において初めて規定された。

なお、日モンゴル EPA においては、本規定の対象となるソフトウェアには、中核的な基盤のために利用されるソフトウェア等を含まないとの例外規定を設けている。

(7) 国内規制

規制負荷の最小化や産業主導による電子商取引の発展などを原則として明記したもの。UNCITRAL「電子商取引に関するモデル法」、APEC モデル章、GATS 国内規制条項を援用する例などがある。

(8) 電子署名と認証サービス

公開鍵基盤 (PKI) に関する締結国間における相互運用性の追求、行政サービスに関連して発行する電子証明書についての相互承認の追求、従来手法の署名と電子署名との間における法的効果の同等性と署名手法の選択における技術中立性の保証、電子取引の法適合性について取引当事者が法廷で立証する機会を妨げる立法の防止などが一般的である。

国内法上、電子署名の定義が異なる二国間においては、相互運用や相互承認などの議論が困難となるケースが多い。

(9) 貿易実務に係る文書の電子化 (ペーパーレス貿易行政)

原産地証明書から通関・検疫・入国関連書類まで、貿易行政に関する書類を電子的書式で公的に利用可能な状態とすること、政府はメールなど電子的に提出された貿易行政書類について紙ベースの書類として提出されたものと法的に同等であるとして受領することなどが規定されている。

法的拘束力が強い義務規定としている場合は例外事項が設定しており、既存の国内法および国際法上の要請がある場合、電子化が貿易行政の効率を落とすような場合にはこれら義務は適用されないとしている。

(10) オンライン消費者保護

OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」(1999年)における原則「各国が消費者保護に関する措置の採用・維持を行う際にはそれが透明で効果的でなくてはいけない」を反映させた規定。協定によっては、消費者保護団体間での協力、迷惑メールの対策、プライバシー保護などに関する規定が盛り込まれているケースが存在する。

なお、プライバシー保護の必要性については、APEC「プライバシーフレームワーク」(2005年)及び OECD「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」(1980年)遵守の必要性や国際標準等への考慮が盛り込まれている。

(11) 民間の参画

APEC モデル章における「国内規制枠組」中の「産業界主導の原則」を豪州が EPA / FTA において援用していた部分を条項化したもの。

日スイス EPA では、APEC モデル章において「協力」として整理されていた民間の自主規制を推奨するという規定も当条項内に盛り込まれている。

(12) 協力

APEC「電子商取引に関する活動青写真」において盛り込まれた中小事業者の電子商取引利用促進、先進技術や商慣習に関する情報共有、国境を越える情報流通の維持、国際的フォーラム等における議論への積極的な参加などが盛り込まれている。

4. 個別協定の特徴(図表Ⅲ-7-3参照)

(1) 豪シンガポール FTA (2003年2月署名、2003年7月発効)

第14章「電子商取引章」として、前文、目的と定義(1条)、透明性(2条)、関税(3条)、国内規制枠組(4条)、電子認証と電子署名(5条)、オンライン消費者保護(6条)、オンライン個人データ保護(7条)、ペーパーレス貿易(8条)、例外(9条)、紛争解決規定の不適用(10条)から構成されている。

「関税」について、対象を「二国間での電子的送信に関して」とした上で「関税不賦課慣行維持が法的義務とされているが、電子商取引章の関税は物品貿易章の定義と同じ意味である」と定義されている。すなわち内国税は除かれ、関税は物品に対して課されるものとされている。

他章との調整規定は存在しないものの、例外条項において、サービス貿易章の一般例外ならびに安全保障例外規定が適用されると規定されている。

紛争解決の不適用の対象として、国内規制枠組、電子認証と電子署名、オンライン消費者保護、オンライン個人データ保護が指定されている。

(2) 米シンガポール FTA (2003年5月署名、2004年1月発効)

第14章「電子商取引章」として、総則(1条)、電子的サービス提供(2条)、デジタル・プロダクト(3条)、定義(4条)から構成される。

「電子的」については「コンピュータ処理を利用するもの」と定義されている。他章との関係で

は、電子商取引章の規定が金融プルデンシャル措置には及ばない(金融サービス章)や、一般例外条項(GATS14条)が電子商取引章の規定にも適用されるとの規定(総則最終章)が置かれている。なお、GATSの例外条項を電子商取引に援用することが「デジタル・プロダクトがモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注が付されている。

個別の例外規定は、デジタル・プロダクトの無差別待遇は、越境サービス章・金融サービス章・投資章で設定されている非整合(留保)措置には及ばない、関税不賦課及びデジタル・プロダクトの無差別待遇は放送サービスに及ばないとされている。

デジタル・プロダクトの無差別待遇は、内国民待遇及び最恵国待遇として規定されている。デジタル・プロダクトを「電子的に転送されるものであるか、キャリアメディアに固定されたものであるかを問わない」として定義。

関税不賦課については、「デジタル・プロダクトの輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用その他の課徴金を」賦課しない規定されている。恒久的関税不賦課規定の対象は、「電子的送信」を介するもののみとされている一方、「キャリアメディアに固定された」形で輸入されるデジタル・プロダクトの課税価額は、「キャリアメディアだけのコストもしくは価値によって決定され、キャリアメディアに記録されているデジタル・プロダクトのコストや価値には関係がない」とされている。

(3) 米チリ FTA (2003年6月署名、2004年1月発効)

第15章「電子商取引章」として、一般規定(1条)、電子的サービス提供(2条)、デジタル・プロダクトへの関税(3条)、デジタル・プロダクトの無差別(4条)、協力(5条)、定義(6条)から構成される。協力において、「越境情報流通の維持」が初めて盛り込まれた。

デジタル・プロダクトの無差別待遇では、「デジタル・プロダクト」の定義が米シンガポール FTA とは異なり、キャリアメディアに固定されたものが除外されている。その分類論に関しても、国内法上の扱いや WTO における議論との距離を置く脚注が付されている。

関税不賦課については、「他方の締約国のデジタル・プロダクトには関税を賦課しない」となっている。関税以外の費用に関しては規定されていない。内国税に関しては米シンガポール FTA と同様に対象外である。

協力については、中小企業の課題解決支援、サイバーセキュリティなど先進技術分野における情報・経験共有、越境情報流通の維持、民間の自主規制等の推奨、そして各種国際機関等における協調などが盛り込まれた。本条の書きぶりは、APEC モデル章にそのまま採用されている。

(4) 米豪 FTA (2004 年 5 月署名、2005 年 1 月発効)

第 16 章「電子商取引章」として、総則 (1 条)、電子的サービス提供 (2 条)、関税 (3 条)、デジタル・プロダクトの無差別 (4 条)、認証とデジタル証明書 (5 条)、オンライン消費者保護 (6 条)、ペーパーレス貿易 (7 条)、そして定義 (8 条) から構成される。

デジタル・プロダクトの無差別待遇については、知的財産章と非整合の範囲内において適用が及ばず、越境サービス章・金融章・投資章で設定されている非整合 (留保) 措置には及ばず、補助金や政府権限の発動としてのサービスにも及ばず、放送サービス並びに音響映像サービスに関しても及ばないとされている。内国民待遇、最恵国待遇ともに米シンガポール FTA と同等の内容である。

デジタル・プロダクトの定義には「モノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注がある一方、「モノの構成部分であり得るし、サービスの提供にも用いられ得るし、また単体でも存在しうる」という脚注も挿入されている。

関税不賦課については、「デジタル・プロダクトの輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用及びその他の課徴金を」賦課しないとされている。この規定では「電子的に送信された」ものか、「キャリアメディアに固定された」形で輸入されるものかを区別せず、等しくデジタル・プロダクトとして関税不賦課を義務化しており、電子的送信のみを対象とする米シンガポール FTA とは異なる。不賦課の対象となる関税の定義は総則章において規定され、物品貿易章だけでなく電子商取引章にも適用される。関税の範囲から内国税は除くとともに、関税は物品に対して課されるものとなっている。

認証とデジタル証明書については、豪シンガポール FTA とほぼ同じ内容となっている。ただし、一般的に使用されるデジタル証明書に関する規定となっているため、デジタル署名について規定した豪シンガポール FTA より範囲は広い。

オンライン消費者保護については、OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」(1999 年) から援用とした「消費者保護に関する措置の透明性・効果の保証」が規定されている。

ペーパーレス貿易は、豪シンガポール FTA の一部に類似しており、後の APEC モデル章と同様の内容となっている。

(5) インド・シンガポール包括経済連携協定 (2005 年 6 月署名、2005 年 8 月発効)

第 10 章「電子商取引章」として、総則 (1 条)、定義 (2 条)、電子的サービス提供 (3 条)、デジタル・プロダクト (4 条)、例外 (5 条) そして透明性 (6 条) から構成される。米シンガポール FTA とほぼ同等の内容であるが、透明性規定が GATS を援用していること、デジタル・プロダクトに対する最恵国待遇が規定されていないこと等に相違がある。

例外措置については、米シンガポール FTA においてはデジタル・プロダクトに関する規律中における例外とされていたのに対し、本協定では、

当章全体に対する例外として、一般例外、安全保障例外、他章での非整合（留保）措置、放送サービスが挙げられている。

(6) 米韓 FTA (2007年6月署名、2012年3月発効)

第15章「電子商取引章」として、総則（1条）、電子的サービス提供（2条）、デジタル・プロダクト（3条）、電子認証と電子署名（4条）、オンライン消費者保護（5条）、ペーパーレス貿易（6条）、電子商取引のためのインターネットへのアクセス並びに使用の原則（7条）、越境情報移動（8条）、定義（9条）から構成される。

米豪FTAをおおむね踏襲しているがデジタル・プロダクトの内国民待遇について「二国間貿易」という文脈が強調されている点等に特徴が認められる。

デジタル・プロダクトの関税不賦課については、「キャリアメディアに固定されたデジタル・プロダクトのうち原産品であるもの」及び「電子的に送信されるデジタル・プロダクト」を対象としている。全てのデジタル・プロダクトを対象としている米豪FTAや電子的送信のみ対象とする米シンガポールFTA他との比較では、両者の中間に位置している。

オンライン消費者保護については、米ペルーFTAと同様に消費者保護に関する措置の透明性・効果の保証に加え、「越境電子商取引に関係して活動する双方締約国の国民消費者保護当局間の協力の重要性認識」、「電子商取引における詐欺や虚偽の事例に対応する強制執行当局間の協力」が規定されている。

米豪FTAには存在しない条項としては、「電子商取引のためのインターネットへのアクセス並びに使用の原則」及び「越境情報流通」が挙げられる。

(7) 日スイス EPA (2009年2月署名、2009年9月発効)

第8章「電子商取引章」として、適用範囲（70条）、

一般規定（71条）、定義（72条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（73条）、サービスの無差別待遇（74条）、市場アクセス（75条）、関税（76条）、国内規制（77条）、電子署名及び認証サービス（78条）、貿易実務に係る文書の電子化（79条）、オンラインの消費者の保護（80条）、民間部門の参加（81条）、協力（82条）、例外（83条）から構成される。

デジタル・プロダクトについては、「コンピュータ・プログラム、文章、地図、設計書、動画、静止画、音声録音若しくはそれらの組み合わせ」と定義されている。米チリFTAと同様、キャリアメディアに固定されたデジタル・プロダクトは含まれず、電子的に転送されたものに限定すると共に、キャリアメディアに固定されたデジタル・プロダクトは、物品貿易章の規定が適用されるとの附註が設けられている。

内国民待遇については、GATT・GATSの規定を援用し「他の締約国のデジタル・プロダクトに対して、自国の同種デジタル・プロダクトに対して与える待遇よりも劣る待遇を与える措置を導入してはいけない」という規定となっている。

最恵国待遇については、措置の導入と維持の両方を義務として「他方の締約国のデジタル・プロダクトに対して、第三国の同種デジタル・プロダクトに対して与える待遇よりも劣る待遇を与える措置を維持・導入してはいけない」と規定されている。

デジタル・プロダクトの原産性の認定については、「無差別待遇規律の運用実施において、締約国は誠実に、かつ透明、客観的、理性的及び公正な方法で、デジタル・プロダクトが一方の締約国のものか、他方締約国のものか、あるいは第三国のものかについて決定しなくてはいけない」「他方の締約国から要求があった場合、締約国は無差別待遇規律の運用実施においてどのようにデジタル・プロダクトの原産地を決定しているのかを説明しなくてはいけない」「締約国はデジタル・プロダクトの原産地の決定基準の開発を助成するために、国際機関やフォーラムで協力する」「両締

約国が特に合意しない限りは、協定発効5年後に当条項を見直す」とされている。

関税については、「WTO モラトリアムを確認する」とされており、その義務化は「WTO の枠組で両国が協働して実現されるべき」とされている。内国税については、電子商取引章の例外条項に規定することにより、他の EPA / FTA と同様に不賦課の対象である関税の範囲から除外されている。

国内規制については、GATS の国内規制条項 (GATS 6 条) を援用し「電子商取引に関する措置の運用は透明、客観的、理性的かつ公平なやり方で実施され、不必要に重荷となつてはいけない」という原則を打ち出している。

電子署名及び認証サービスについては、米韓 FTA と同様に「正当な政府目的もしくはそのような目的の達成に実質的関連」する例外事項を追加で設定している。「取引に重要な関係がある通信」に使用される電子署名についても、取引の一部として利用される可能性があることから、技術中立性が適用される対象として含むこととしている。

貿易実務に係る文書の電子化については、米豪 FTA ・米韓 FTA と同様に、国際フォーラムでの協力規定を追加した内容となっている。

オンラインの消費者の保護については、「消費者保護に関する措置採用・維持の透明性と効果保証」の原則に加え、プライバシー保護の規定も盛り込んでいる内容となっている。

その他の内容は、上記「3. EPA / FTA における電子商取引章」を参照ありたい。

(8) 韓 EU ・ FTA (2010 年 10 月署名、2011 年 7 月発効)

独立章ではなく、第7章「サービス貿易、投資設立、電子商取引」としてサービス貿易等と一括して記載する構成となっている。第7章のセクション F に「電子商取引」のタイトルが付されており、2 条のみで構成されている。本構成は、電子商取

引に関するルールが規定された EPA / FTA においては特異であり、「電子商取引に関する議論はサービス貿易の規律で全てカバーできる。そのためデジタル・プロダクトという概念は不要である」とする EU の立場に呼応したものと考えられる。米韓 FTA における韓国の立場を踏まえ関税不賦課の条文には「電子的な配信をサービスとするか物品とするかに関する韓国の立場を予断しない」との脚注が付されている。

7.48 条は、セクション設置の目的、国際的なデータ保護基準の遵守、電子的配信に対する関税不賦課が盛り込まれている。「電子商取引の発展は国際的データ保護基準に則ってなされなければならない」からはデータ保護に関する EU の姿勢が窺える。

7.49 条は、協力のための政府間対話について規定している。電子署名、サービス・プロバイダの責任、迷惑メール対策、消費者保護、貿易文書の電子化などが対象とされ、立法やその運用に関する情報交換を行うこととしている。

(9) 日 豪 EPA (2014 年 7 月 署名、2015 年 1 月発効)

第13章「電子商取引章」として、基本原則(1条)、定義(2条)、関税(3条)、デジタル・プロダクトの無差別待遇(4条)、国内規制(5条)、電子署名(6条)、消費者の保護(7条)、個人情報保護(8条)、貿易実務に係る文書の電子化(9条)、協力(10条)から構成される。

デジタル・プロダクトについては、定義において、「コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、電子的に送信され、及び商業的販売又は流通のために生産されるもの」とされ、「キャリアメディアに固定されるものを含まない」と規定する。また、デジタル・プロダクトには、「金融商品をデジタル式に表したもの(金銭を含む。）」を含まないとの注釈があるほか、「この章のいかなる規定も、電子的

な送信によるデジタル・プロダクトの貿易がサービスの貿易又は物品の貿易のいずれに区分されるべきかについての各締約国の見解に影響を与えるものとみなしてはならない」との注釈を置くことで、WTOにおけるデジタル・プロダクトの分類論に関し、立場を予断しないこととしている。

デジタル・プロダクトの無差別待遇条では、一定のデジタル・プロダクトが他の同種のデジタル・プロダクトと比して不利な取り扱いをしてはならない事由等を規定している（第4条1、2）点等、これまでのEPAにはない要素が含まれている。

一定のデジタル・プロダクトに対し「他方の締約国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託されたこと又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったこと」「著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が、他方の締約国の者であること」及び「自国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された他の同種のデジタル・プロダクト又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった他の同種のデジタル・プロダクトに保護を与えることを目的とすること」の事由に基づいて、他の同種のデジタル・プロダクトよりも不利な待遇を与えてはならないと規定している。

尚、二国間の貿易を促進するという両締約国の目的を認識し、無差別待遇の対象となる「一定のデジタル・プロダクト」は、「他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、契約され、若しくは委託されたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者若しくは開発者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトのみを示す」との注釈が置かれている。

その他、本協定では、関税については、「電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する」ことを規定し（WTOモラトリアムの恒久化）、国際的に受け入れられている基準に基づく電子署名の利用の奨励に関する規定（6条3）、

国際機関の主催の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮することに関する規定（第9条3）、電子商取引における詐欺的な又は欺まんの商慣行に対する法律の執行における協力に関する規定（10条5）を設けている。

（10）日モンゴルEPA（2015年2月署名）

第9章「電子商取引章」として、一般規定（1条）、定義（2条）、関税（3条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（4条）、電子署名（5条）、消費者の保護（6条）、要求されていない商業上の電子メール（7条）、貿易実務に係る文書の電子化（8条）、国内規制（9条）、コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止（10条）、ソース・コード（11条）、協力（12条）、電子商取引に関する小委員会（13条）から構成される。

デジタル・プロダクトについては、定義において、「コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであってデジタル式に符号化されたもの」であり、キャリアメディアに固定されるものであるか電子的に送信されるものであるかを問わないこととされている。日本がこれまでに締結したスイス、オーストラリアとのEPAでは同定義において「キャリアメディアに固定されるもの」は含まないと規定されていたものの、同協定ではキャリアメディアに固定されているものも含めて、同章の規律が及ぶこととなっている。

デジタル・プロダクトの無差別待遇条項においては、日スイスEPAと同様、GATSの規定を援用し「他の締約国のデジタル・プロダクトに対して、自国の同種デジタル・プロダクトに対して与える待遇よりも劣る待遇を与える措置を採用し又は維持してはいけない」という規定となっている。

最恵国待遇については、措置の導入と維持の両方を義務として「他方の締約国のデジタル・プロダクトに対して、第三国の同種デジタル・プロダクトに対して与える待遇よりも不利な待遇を与え

る措置を維持・導入してはいけない」と規定されている。

また、同協定には日本の持つ既存 EPA としては初めて、相手国から、その国の区域内にサーバやデータセンターの設置を求められることを原則禁止する「コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止」や、ソフトウェア自身やソフトウェアを組み込んだ機器について、その輸入や販売等の条件として、中枢的な基盤のため利用されるものを除き、政府がソース・コードの移転及び開示を要求しないことを義務づける「ソース・コード」条項が規定された。

(11) 中韓 FTA (2015 年 6 月署名、2015 年 12 月発効)

第 13 章「電子商取引章」として、一般規定 (1 条)、他章との関係 (2 条)、関税 (3 条)、電子認証及び電子署名 (4 条)、電子商取引における個人情報保護 (5 条)、貿易に係る文書の電子化 (6 条)、電子商取引における協力 (7 条)、定義 (8 条)、紛争解決の不適用 (9 条) から構成される。

米韓 FTA をおおむね踏襲しているが、デジタル・プロダクトの無差別待遇は含まれず、中国が初めて FTA で電子商取引章を受入れたこと等に特徴が認められる。

関税については、電子的送信に関税を賦課しない現在の WTO 慣行を維持するとしている。注記として、現在の慣行は 2013 年の WTO 閣僚会合に整合的であるよう維持される旨、WTO 閣僚会合の結果に変化がある場合には現在の慣行が整合するよう調整する権利を締約国が有する旨等が記載されている。

紛争解決については、本章の中で起きる事項は第 20 章 (紛争解決章) の対象外とする旨を規定している。

(12) 中豪 FTA (2015 年 6 月署名、2015 年 12 月発効)

第 12 章「電子商取引章」として、目的及び目標 (1

条)、定義 (2 条)、関税 (3 条)、透明性 (4 条)、国内規制の枠組み (5 条)、電子認証及びデジタル証明書 (6 条)、オンラインの消費者の保護 (7 条)、オンラインの情報の保護 (8 条)、貿易に係る文書の電子化 (9 条)、電子商取引における協力 (10 条)、紛争解決規定 (11 条) から構成される。

関税については、電子的送信に関税を賦課しない現在の慣行を維持する旨を規定している。中韓 FTA では注記とされていた 2013 年の WTO 閣僚会合に整合的であるよう維持される旨、WTO 閣僚会合の結果に変化がある場合には現在の慣行が整合するよう調整する権利を締約国が有する旨は本文に記載されている。

紛争解決については、第 15 章 (紛争解決章) の規定は本章に適用されない旨を規定している。

参考 韓 EU 文化協力議定書

韓 EU・FTA の一部として存在する議定書。その発効に当たっては、EU の批准手続きに加えて、全ての EU 加盟国の批准が必要であり、さらには、韓国による文化多様性条約の批准が条件とされている。

目的としては、両国の文化産業の経済的、社会的重要性を認識し、また、双方の経済・通商・文化協力を促進するため、双方の文化産業の強化と独立性の強化、ローカルコンテンツの推進、文化多様性の保護、文化遺産の保護、独自性の担保の推進を目指している。

内容としては、主に文化面での協力事項を定めており、音響映像分野の共同制作時の作品を双方の市場で自国作品と同等と扱う可能性について協議し推進することを定めている。

特に、「その他音響映像分野における協力」において、放送分野での協力が明記されていることが注目される。具体的には、「文化交流を目標とした

放送分野における当該官庁同士の政策、法令体系やその考え方についての情報交換を行うことを推進」するため、「放送産業界同士の協力や交流を促す」「音響映像作品の交流を促す」「文化交流強化に貢献することを目的に、国際標準・地域標準の使用の促進に努め、音響映像技術の互換性・相互運用性を確保する」と明記されている。

その他、「音響映像作品の創作や記録をするために必要な機材のレンタルやリースの促進」「過去の音響映像作品のデジタル化の促進」が盛り込まれている。

なお、本議定書では音響映像分野の市場参入の自由化には触れておらず、「その他の音響映像分野の協力」での規定項目も努力義務規定であることから、電子商取引上における実効性は限定的と考えられるものの、韓国内において EU の音響映像作品が撮影されることに伴う宣伝効果は少なくないものと予想される。

参考 共同製作協定

映画、ビデオ、テレビ番組などのコンテンツ作品について、締約国間の共同制作に関するルールを定める協定。締約国との共同制作作品に対し、自国作品相当、あるいは、それに近い特恵的待遇を与えることとし、共同制作作品と認める条件について規定する。

2005年12月にユネスコにおいて可決された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(文化多様性条約)は、批准国間での共同制作協定の締約を促進している。文化多様性条約を批准し、その理念を重視する各国は、こうした共同制作協定の特恵を、サービス貿易の自由化約束における内国民待遇や最恵国待遇の例外とし、EPA / FTA を通じた

均てんを回避する傾向にある。

電子商取引章では、「ネットワーク越しに供給される音響映像コンテンツ」に関する条項や自由化義務に対するセンシティブリティとして顕在化しており、米国等のコンテンツ輸出国との間で懸隔を生じる要因となっている。

我が国は、文化多様性条約の採択に当たって賛成する一方で、同条約を批准していない。共同制作協定については、唯一カナダとの間で結ばれた「日本及びカナダの間の映画、テレビ、ビデオ作品の共同制作に関する共通政策声明(1994年7月20日署名)」のみである。

<図表Ⅲ-7-1> 電子商取引に関する主要な国際的取組みの系譜

	WTO	OECD	UNCITRAL	APEC	二国間協定（署名時）
1980		「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」			
1992		「情報システムの安全性に関するガイドライン」			
1997		「暗号政策ガイドライン」	「電子商取引に関するモデル法」		
1998	「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」	「電子商取引の税制枠組条件」 「OECD 電子商取引行動計画」		「電子商取引に関する活動写真」	
1999	一般理事会への検討報告	「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」公表		電子商取引運営グループ設置	
2000		「ローカルアクセス価格と電子商取引」 「電子商取引に関する円卓会議」			
2001			「電子署名に関するモデル法」		
2002		「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン」			
2003		国際詐欺防止ガイドライン制定			豪シンガポール FTA 米シンガポール FTA 米チリ FTA
2004	関税不賦課モラトリアム延長			「(認証) 管轄領域を横断する電子商取引での使用に供しうる証明書の発行手法に関するガイドライン」	米豪 FTA 豪タイ FTA
2005	関税不賦課モラトリアム延長		「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」	「APEC プライバシーフレームワーク」	泰ニューージーランド緊密経済連携協定 インドシンガポール包括経済連携協定 韓シンガポール FTA
2006					米ペルー TPA 米コロンビア FTA
2007				「APEC データプライバシーバスファインダー」 APEC貿易円滑化モデル措置電子商取引章合意	米韓 FTA
2008					豪チリ FTA
2009	関税不賦課モラトリアム延長			「APEC 越境プライバシー執行のための協力取決め」	日スイス EPA
2010				「APEC 越境プライバシー・ルール (CBPR)」	韓 EU・FTA
2011	関税不賦課モラトリアム延長				
2012					
2013	関税不賦課モラトリアム延長	「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」の改訂			豪マレーシア FTA
2014					日豪 EPA
2015	関税不賦課モラトリアム延長				日モンゴル EPA 中韓 FTA 中豪 FTA

<図表Ⅲ - 7 - 2> “Electronic Commerce” に関する諸定義原文

<p>1998年9月に採択されたWTO電子商取引に関する作業計画より</p>	<p>(パラ1.3第1文) Exclusively for the purposes of the work programme, and without prejudice to its outcome, the term “electronic commerce” is understood to mean the production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.</p>
<p>1997年1月に国連総会決議として採択された UNCITRAL「電子商取引に関するモデル法 (Model Law on Electronic Commerce)」 より</p>	<p>(前文パラ2) Noting that an increasing number of transactions in international trade are carried out by means of electronic data interchange and other means of communication, commonly referred to as “electronic commerce”, which involve the use of alternatives to paper-based methods of communication and storage of information,</p>
<p>1997年1月にOECDから発表された文書” Measuring Electronic Commerce” より</p>	<p>Electronic commerce refers generally to all forms of transactions relating to commercial activities, including both organisations and individuals, that are based upon the processing and transmission of digitised data, including text, sound and visual images.</p>
<p>2001年にOECDから発表された文書より、 広義の定義 (Summary Record of the 2001 meeting [DSTI/ICCP/IIS (2001) M])</p>	<p>An electronic transaction is the sale or purchase of goods or services, whether between businesses, households, individuals, governments, and other public or private organisations, conducted over computer-mediated networks. The goods and services are ordered over those networks, but the payment and the ultimate delivery of the good or service may be conducted on or off-line.</p>
<p>2001年にOECDから発表された文書より、 狭義の (Internet transaction) 定義 (Summary Record of the 2001 meeting [DSTI/ICCP/IIS (2001) M])</p>	<p>An Internet transaction is the sale or purchase of goods or services, whether between businesses, households, individuals, governments, and other public or private organisations, conducted over the Internet. The goods and services are ordered over the Internet, but the payment and the ultimate delivery of the good or service may be conducted on or off-line.</p>
<p>2009年のOECD広義/狭義の定義統合</p>	<p>An e-commerce transaction is the sale or purchase of goods or services, conducted over computer networks by methods specifically designed for the purpose of receiving or placing of orders. The goods or services are ordered by those methods, but the payment and the ultimate delivery of the goods or services do not have to be conducted online. An e-commerce transaction can be between enterprises, households, individuals, governments, and other public or private organisations.</p>

<図表Ⅲ - 7 - 3> “Electronic Commerce” に関する諸定義原文

	豪シンガポール自由貿易協定	米シンガポール自由貿易協定	米チリ自由貿易協定	米豪自由貿易協定
	03年2月署名 03年7月発効	03年5月署名 04年1月発効	03年6月署名 04年1月発効	04年5月署名 05年1月発効
①適用範囲	○「WTO規則の適合性確認」(前文) ○目的と定義(1条) ○例外(9条) ○紛争解決規定の不適用(10条)	○総則(14条1項) ○電子的サービス提供(14条2項) ○定義(14条4項) ○GATS一般例外適用(総則最終章21条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章10条10項パラ1/2)	○一般規定(15条1項) - 協定内他章もしくは附属書にある関連する規定、例外、非整合措置を除外 ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条6項) ○GATS一般例外適用(例外章23条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章12条10項パラ1/2)	○総則(16条1項) ○電子的サービス提供(16条2項) ○定義(16条8項) ○GATS一般例外適用(例外章22条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章13条10項パラ1/2)
②他規律との調整規定				○デジタル・プロダクト無差別と知的財産権章(17章)との調整(16条4項パラ3(c))
③デジタル・プロダクト無差別待遇(NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇)		○デジタル・プロダクト(14条3項パラ3/4) - キャリアメディア・電子送信両方含む NT及び MFN規定 - 放送サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル・プロダクト無差別(15条4項) - 電子送信のみ NT及び MFN規定 - 協定発効後1年以内は規律非整合な現行措置を維持可能(それ以降は附属書に明記したものの維持可能)	○デジタル・プロダクト無差別(16条4項) - キャリアメディア・電子送信両方含む NT及び MFN規定 - 放送サービスならびに音響映像サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 - 補助金・行政サービスも適用除外
④関税	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化(3条)	○デジタル・プロダクト(14条3項パラ1/2) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 - キャリアメディア搭載デジタル・プロダクトは従来通りの税関評価を固定義務化	○デジタル・プロダクトへの関税(15条3項) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化	○関税(16条3項) - 二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル・プロダクト両方に対し関税不賦課恒久義務化
⑤国内規制	○国内規制枠組(4条)			
⑥電子署名及び認証サービス	○電子認証及び電子署名(5条)			○認証及びデジタル証明書(16条5項)
⑦貿易実務に係る文書の電子化(ペーパーレス貿易行政)	○ペーパーレス貿易(8条)			○ペーパーレス貿易(16条7項)
⑧オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護(6条) ○オンライン個人データ保護(7条)			○オンライン消費者保護(16条6項) - OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用
⑨民間の参画	○国内規制枠組(4条)			
⑩協力			○協力(15条5項)	
⑪国境を越える情報流通			○協力(15条5項パラ(c)) - APEC モデル措置の越境情報流通維持の協力	
⑫迷惑メール				
その他	○透明性(2条)			

豪タイ自由貿易協定	泰ニューージーランド 緊密経済連携協定	インドシンガポール包括経済連携 協定	米韓自由貿易協定	日スイス経済連携協定
04年7月署名 05年1月発効	05年4月署名 05年7月発効	05年6月署名 05年8月発効	07年6月署名 12年3月発効	09年2月署名 09年3月発効
○目的及び定義 (1101条) ○紛争解決規定の不 適用(1109条)	○目的及び定義 (10条1項) ○紛争解決規定の不 適用(10条8項)	○総則(10条1項) ○電子的サービス提供(10条3項) ○定義(10条2項) ○例外(10条5項) -政府調達適用除外 -一般例外・安全保障例外 -他章での非整合措置適用除外 -放送サービス適用除外	○総則(15条1項) ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条9項) ○GATS一般例外適用 (例外章23条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除 外(金融章13条10項パラ1/2)	○適用範囲(70条) ○総則規定(71条) ○定義(72条) ○例外(83条) -GATS/GATT一般例外条項・安 全保障例外条項援用 -補助金・行政サービス・租税措 置適用除外
				○物品貿易章・サービス貿易章・投 資章・知的財産章との調整規定 (総則規定(71条パラ3))
		○デジタル・プロダクト (10条4項パラ3/4) -キャリアメディア・電子送信両 方含むNTのみ規定 -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資 章で設定されている整合措置 も適用除外	○デジタル・プロダクト無差別(15 条3項パラ2/3) -キャリアメディア・電子送信両 方含むNT及びMFN規定(特に NTは二国間貿易への適用を強 調) -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資 章で設定されている整合措置も適 用除外 -補助金・行政サービスも(NTの み)適用除外	○デジタル・プロダクト無差別待 遇(73条) -電子送信のみNT及びMFN規 定(ただしNTは努力規定) -サービス章・投資章で設定され ている整合措置も適用除外 -デジタル・プロダクト国籍決定 に関する原則規定と説明義務 設定 -発効5年後再協議規定
○二国間「電子送信」 への関税不賦課恒 久義務化(1102条)	○二国間「電子送信」 への関税不賦課恒 久義務化(10条2項)	○デジタル・プロダクト (10条4項パラ1/2) -二国間「電子送信」への関税不 賦課恒久義務化 -キャリアメディア搭載デジ タル・プロダクトは従来通りの税 関評価を固定義務化	○デジタル・プロダクト無差別 (15条3項パラ1) -二国間「電子送信」ならびにキャ リアメディア搭載のデジタル・ プロダクト両方に対し関税不賦 課恒久義務化 -規律運用に関する見解相違の協 議規定あり	○WTO関税モラトリアム確認規 定(関税(76条))
○国内規制枠組 (1103条)	○国内規制枠組 (10条3項)			○国内規制(77条) -GATS6条(国内規制)原則部分 援用
○電子認証及びデジ タル証明書 (1104条)			○認証及びデジタル証明書(15条4項) -電子署名の技術中立性原則の追 加規定あり -「正当な政府目的」等による例外 規定あり	○電子署名及び認証サービス(78条) -国内法に定められる特定取引例 外規定あり -「正当な政府目的」等による例外 規定あり
○ペーパーレス貿易 (1107条)	○ペーパーレス貿易 (10条6項)		○ペーパーレス貿易(15条6項)	○ペーパーレス貿易行政(79条)
○オンライン消費者 保護(1105条) ○オンライン個人 データ保護 (1106条)	○オンライン消費者 保護(10条4項) ○オンライン個人 データ保護 (10条5項)		○オンライン消費者保護(15条5項) -OECD「電子商取引」に関する消費 者保護ガイドライン」原則援用 -両政府当局間協力規定(詐欺等 に関する強制執行当局、消費者 保護当局)	○オンライン消費者保護(80条) -プライバシー保護原則規定も 含む
○国内規制枠組 (1103条)	○国内規制枠組 (10条3項)			○民間の参加(81条)
○協力(1108条)	○協力(10条7項)			○協力(82条)
			○境情報流動(15条8項) -個人情報保護関連規定(「APEC プライバシーフレームワーク」原 則の援用)	
				○協力(82条2項パラ(b)) ○消費者/データ保護(電気通信 サービス附属書9条1項パラ(a))
		○透明性(10条6項)	○「電子商取引のためのインター ネットへのアクセスならびに使用 の原則」(15条7項)	○サービス無差別待遇(74条) -サービス章・投資章で設定され ている整合措置も適用除外 ○市場アクセス(75条) -サービス章・投資章で設定され ている整合措置も適用除外

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

豪NZ・ASEAN 自由貿易協定	韓EU自由貿易協定	豪マレーシア自由貿易協定	日豪経済連携協定	日モンゴル経済連携協定
09年2月署名 10年1月発効	10年10月署名 11年7月発効	12年5月署名 13年1月発効	14年7月署名 15年1月発効	15年2月署名
○目的(1条) ○定義(2条)	○目的及び原則 (7条48項パラ1) ○音響映像サービス適用除外 (越境サービス貿易節7条4 項パラ1、及び、設立節7条 10項) ・音響映像サービスは「韓 EU文化協力議定書」にて 規定。	○目的(15.1条) ○サービスの電子的提供 (15.2条) ○定義(15.3条)	○基本原則(1条) ○定義(2条)、	○一般規定(1条) ○定義(2条)
○紛争解決章への不適用(10 条)				○物品章、サービス章、投資章、 知財章との調整規定(1条一般 原則)
			○デジタル・プロダクト無差 別待遇(4条) ○電子的送信のみNT、MF N規定 ○投資章、サービス章の適合 しない措置、知財、政府調 達、補助金、政府の権限の行 使として提供されるサービ スとの調整規定	○デジタル・プロダクト無差別 待遇(4条) ○キャリアメディアに搭載され たデジタル・プロダクトも含 めNT、MFN規定。 ○政府調達、締約国又は公的企 業が交付する補助金(贈与、公 的に支援される借款、保証及 び保険を含む。)、サービス章 のMFN例外リスト、約束表、 投資章の留保表等に記載され た措置は適用除外。
	○目的及び原則 (7条48項パラ3) ・電子的手段による送信に 関税を賦課しない。脚注 に「韓国は、電子的送信を 物品/サービスのいずれと も予断しない立場」	○関税(15.4条)	○関税(3条) 二国間「電子送信」への関 税不賦課恒久義務化	○関税(3条)
○国内規制枠組(3条)		○国内規制枠組(15.5条)	○国内規制(5条)	○国内規制(9条)
○電子認証及びデジタル証明 書(5条)	○規制案件の協力 (7条49項パラ1(a))	○電子認証及びデジタル証 明書(15.6条)	○電子署名(6条)	○電子署名(5条)
○ペーパーレス貿易(8条) ○電子商取引における協力 (9条パラ(a))	○規制案件の協力(7条49項パ ラ1(e))	○ペーパーレス貿易 (15.9条)	○貿易実務に係る文書の電子 化(9条)	○貿易実務に係る文書の電子化 (8条)
○オンライン消費者保護 (6条) ○オンライン個人データ保護 (7条) ○電子商取引における協力 (9条パラ(c))	○目的と原則(7.48条2項) ・国際的な消費者保護の基 準に沿った電子商取引の 発展	○オンライン消費者保護 (15.7条) ○オンライン個人データ保 護(15.8条)	○消費者の保護(7条) ○個人情報保護(8条)	○消費者の保護(6条)
○電子商取引における協力 (9条パラ(g))			○協力(10条)	○協力(12条)
○電子商取引における協力 (9条)	○規制案件の協力(7条49項)			
○電子商取引における協力 (9条パラ(c))	○規制案件の協力 (7条49項パラ1(c)/(d)) ・迷惑メール対策と消費者 保護	○要求されていない商業上 の電子メッセージ (15.10条)		○要求されていない商業上の電 子メール(7条)
○透明性(3条)	○規制案件の協力 (7条49項パラ1(b)) ・情報の伝送/蓄積に関する 仲介業者の信頼性			○コンピュータ関連設備の所在 地に関する要求の禁止 (10条) ○ソース・コード(11条) ○電子商取引に関する小委員会 (13条)

中韓自由貿易協定	中豪自由貿易協定
15年6月署名 15年12月発効	15年6月署名 15年12月発効
○一般規定(1条) ○定義(8条)	○目的及び目標(第1条) ○定義(第2条)
○他章との関係(2条) ○紛争解決の不適用(9条)	○紛争解決規定(11条)
○関税(3条)	○関税(3条)
	○国内規制の枠組み(5条)
○電子認証及び電子署名(4条)	○電子認証及びデジタル証明書(6条)
○貿易に係る文書の電子化(6条)	○貿易に係る文書の電子化(9条)
○電子商取引における個人情報の保護(5条)	○オンラインの消費者の保護(7条) ○オンラインの情報の保護(8条)
○電子商取引における協力(7条)	○電子商取引における協力(10条)
	○透明性(4条)

<図表Ⅲ-7-3> ICTサービス通商原則の比較

		日米ICTサービス通商原則	米EU・ICTサービス通商原則
発表		2012年1月27日	2011年4月4日
前文	趣旨	米EUと同内容。	両国間の経済関係や第三国との貿易交渉において本原則の実施を推進する。
	例外	WTOにおける政府の権利/義務やGATSの例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、医療情報を含むプライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。	WTOにおける政府の権利/義務やGATSの例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、プライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護、文化多様性の向上（公的基金や支援を含む）のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。
	運用	本原則の実施と利用について議論し適宜改良や拡大をする見地から1年ごとに見直し。	本原則の実施と利用について議論し適宜改良や拡大をする見地から半年ごとに見直し。
条文	透明性	米EUと同内容。（1条）	法令や政策決定の透明性向上。法令や手続を公表し、パブリックコメントに付する。（1条）
	越境情報流通	米EUと同内容。（2条）	国境を越える自由な情報流通の確保。サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保する。（3条）
	ネットワークのアクセスと利用	米EUの内容に加えて、インターネットアクセス提供者は、合法的なネットワークトラフィックを伝送する際に、不当な差別的取扱いをしないよう努める。（3条）	情報のアクセスやサービスの利用等において、消費者の選択の自由を促進。国際的で技術中立的な基礎に基づくインターネット上で、業者が提供可能なサービスの供給を妨げない。（2条）
	相互接続	米EUと同内容。（4条）	国内の電気通信事業者が、国内で他国の電気通信事業者と相互接続を行うことと、GATS参照文書に従い、非差別的な料金で主要なサービス提供者と相互接続を行うことを確保。（9条）
	ネットワーク構成要素の細分化	政府は、細分化（アンバンドル）されたネットワーク構成要素を合理的で透明な条件と料金で提供することについて、主要なサービス提供者に対し要求する権限を有する。（5条）	条文なし。
	現地の基盤、拠点	米EUとほぼ同内容。（6条）	ICTサービス業者（クラウドサービス事業者等）に、データセンター等の基盤や子会社等の拠点を国内に設置することを義務付けない。（4条）
	外国所有	米EUと同内容。（7条）	ICTサービス分野に外国資本は制限なく参加できる。（5条）
	電波のスペクトルの利用	米EUとほぼ同内容（8条）	効果的かつ効率的な電波監理により、電波の利用可能性及び利用の最大化を図る。オークションを含む公平で市場志向的な手法で商業目的の帯域割当を行う。（6条）
	デジタル・プロダクト	デジタル・プロダクトについて、制作された場所や著作者の国籍に基づいた差別的取扱いをしない。（9条）	条文なし。
	規制当局	米EUと同内容。（10条）	全てのサービス提供者から独立した規制当局を設け、決定及び手続を公平に行う。（7条）
	許可と免許	米EUと同内容。（11条）	電気通信サービスの許可及び免許は簡単な申請で交布されるものとし、サービス提供の条件に法人の設立を求めない。免許数制限は周波数割当等の特定の規制課題目的に限る。（8条）
	協力	米EUと同内容。（12条）	デジタル・リテラシーの世界的な向上と、デジタル・ディバイド縮減のため協力する。（10条）